

・都市計画法第4条第4項に規定する促進区域(第10条の2第1項各号に掲げるもの)

一 都市再開発法第七条第一項の規定による市街地再開発促進区域

現在、定められていません

二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五条第一項の規定による土地区画整理促進区域

現在、定められていません

三 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十四条第一項の規定による住宅街区整備促進区域

現在、定められていません

四 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十九条第一項の規定による拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域

現在、定められていません